

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社およびグループ企業の価値の継続的増大を目的に、コーポレートガバナンスを強化し、経営効率の向上および経営の健全性の向上に努めます。

株主を始め、全てのステークホルダーとの関係では、円滑なコミュニケーションを図ることを目的として、情報開示の基準を整備し、法令等で求められる情報のほか、社会が必要とする情報を適切に開示できるよう努めます。

経営監視機能は、監査役の監査の他、内部監査室の設置および内部通報制度の策定により強化しています。監査役の監査については、3名のうち2名を社外監査役(うち1名は常勤監査役)とし、社外からのチェックを強めるようにしています。

グループ企業に対しては、役員の派遣を通じ経営を監視するとともに、当社の役職員に対する行動規範と同一の行動規範を浸透するよう努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命保険株式会社	2,043,500	4.53
株式会社みずほ銀行	1,955,100	4.33
油研協力会持株会	1,944,720	4.31
株式会社三井住友銀行	1,653,807	3.66
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,645,407	3.64
油研販売店持株会	1,365,720	3.02
DEUTSCHE BANK AG, FRANKFURT	1,350,000	2.99
酒井重工業株式会社	823,000	1.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	776,000	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	770,000	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	機械
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鈴木幸一	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木幸一	○	独立役員に指定しております。	公認会計士、税理士としての専門知識および経験等を豊富に有していることから、社外取締役として公正な立場で当社取締役会の透明性の向上と監督機能の強化に寄与していただけるものと判断しております。同氏は業務執行を行なう当社経営陣から独立性を有しており、一般株主と利益相反するおそれはないため独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は年6回定期的に会合をもち、監査方針および監査計画について意見交換を行っています。また、会計監査人の監査には監査役が同行し、監査状況を確認しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
桜井雅夫	他の会社の出身者							△			△			
矢島良司	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桜井雅夫	○	独立役員に指定しております。	企業経営者ならびに業務執行者としての豊富な経験と見識により、社外監査役として適任であると判断しております。同氏の出身先である株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)は、当社の借入先であります。同氏が同行を退職してから長期間が経過しております。さらに、当社は複数の金融機関と取引を行っており、同行への借入依存度は他社に比べ突出しておりません。また、当社は同氏の出身先であるみずほ情報総研株式会社と取引がありますが、一般消費者としての通常の取引のみであり、同社は当社の主要取引先に該当せず、同氏との間に特別な利害関係はないため、当社における同氏の職務執行に対して著しい影響を及ぼす可能性はないと考えております。以上のことから、同氏は業務執行を行う当社経営陣から独立性を有しており、一般株主と利益相反するおそれはないため独立役員に指定しております。
矢島良司		株式会社第一生命経済研究所代表取締役社長	企業経営者ならびに業務執行者としての豊富な経験と見識により、当社の経営を監査していただいております。同氏の出身先である第一生命保険株式会社は、当社の株式を4.53%保有し、当社と取引がありますが、同社は当社主

要株主、主要取引先に該当しませんので、十分な独立性が確保されており、社外監査役として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬に含まれていると判断しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成27年3月期における報酬額 取締役6名 126,880千円、監査役3名 33,430千円(うち社外2名 20,010千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役および監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しており、その範囲内で個別の報酬額を決定しております。

なお、当社は役員報酬の内規において、社長その他の役職ごとの報酬の範囲や業績に基づく決算賞与の支給基準等について定めております。これらに基づき、経営内容および各人の業績への貢献度等を考慮し、役員の報酬等の額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

総務部にて社外取締役および社外監査役に対し、取締役会会議資料の事前提出を行い、議案内容を事前確認していただくことで取締役会、監査役会における審議の実行性を高めています。また、会議出欠の状況確認および会議日程の早期連絡などを行い、出席率の確保に努めるとともに、欠席した場合は関連資料を送付しております。また、業務執行取締役および常勤監査役から、それぞれ社外取締役、社外監査役(非常勤)に対し、必要な情報の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

業務執行

- ・取締役会は、取締役7名(うち1名は非常勤社外取締役)で構成されており、原則として1ヶ月に1回開催(監査役も毎回出席)し、取締役会規則に定められた詳細な付議事項について十分な審議を行い、重要事項を決定するとともに、各取締役の職務執行の監督を行っております。
- ・原則として毎週1回、本部長会議(メンバーは社長、各本部長および監査役)を開催し、取締役会に付議すべき事項および重要な経営課題について審議・決定し、業務執行の迅速化を図っています。

監査

- ・監査役は3名とし、うち2名は社外監査役(うち1名は常勤)であります。監査役は取締役会および本部長会議に出席するほか、その他重要な会議に随時出席し、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧、取締役や使用人からのヒアリング等を実施することで、取締役の職務執行に対し厳正な監査を行うとともに、経営監視機能を果たしております。また、原則として毎月1回監査役会を開催し、監査方針、監査計画に基づき、監査した結果を審議しております。

- ・社長直轄の内部監査室(2名)を設置し、監査役とも連携しながら定期的に社内各部および子会社の業務全般にわたる業務監査を計画的に実施

することで、被監査部門に対して具体的な助言や指導を行っております。

・当社の監査法人はロイヤル監査法人であり、独立監査人としての公正・不偏な立場からの監査を受けております。同監査法人は監査役と年6回定期的に会合をもち、監査方針および監査計画について意見交換を行っております。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間において、特別な利害関係はありません。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

(平成27年3月期の状況)

業務を執行した公認会計士の氏名 白上卓美、福野幸央

監査業務に係る補助者 公認会計士4名

(注)監査継続年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役を1名選任しております。公認会計士、税理士としての知見と豊富な経験を有しており、当社経営陣から独立した外部者の立場から、経営全般について大局的な視点での助言が期待できるとともに、取締役会の重要な意思決定を通じ監督機能を果たすことで、経営の透明性の向上に繋がるものと判断しております。また、監査役の過半数(2名)を社外監査役とし、取締役に対する監視機能を強化しております。以上により、コーポレート・ガバナンス体制が有効に機能するものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知の発送日は法定期日の1日前としています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.yuken.co.jp/ 、IR情報	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員 常務取締役管理本部長 永久秀治	
その他	機関投資家等からの個別のIR説明の要望があれば個別に説明を行っております。平成27年度は5件行いました。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営の信条」(企業憲章)および「行動規範」
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001認証に基づく環境管理活動の実施

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

・事業目的は、役職員がそれぞれの役割を最適に遂行することで達成されることから、各自の役割が法令・定款および企業倫理に適合して効率的に遂行される体制を整備しています。

・そのため、役職員の倫理規範としての行動規範を策定し、また、取締役の業務遂行が法令・定款に適合することを確保するため、およびリスク管理を整備するために内部統制システムを整備しています。

整備状況

・業務遂行に関する内部統制の体制としては、取締役会、経営会議としての本部長会議、監査役(会)、会計監査人、内部監査室、内部通報・報告窓口およびリスク管理委員会を設置し、各組織・機関が相互に関連し、内部統制システムが有効となるように努めています。

・事業活動に関するリスクについては、それぞれの領域ごとの担当部門を定め、リスク管理のための諸規定の整備および役職員の教育を進めています。

・情報管理体制としては、文書管理規定を整備しています。また、取締役会の議事録、監査役会の議事録の保存は10年としています。

・当社のグループ会社については、拠点長を召集した会議を定期的に行い、当社グループの経営方針、経営計画を伝達するとともに、各グループ会社から経営計画の進捗報告を受け、収支、財務の状況についても確認しております。また、当社担当取締役の定期的な訪問や、当社担当部門による日常的な管理によって、当社グループとしての内部統制システムを機能させています。更に、当社と共通のコンプライアンス体制に係る行動規範を定め、グループ役職員の遵法意識の醸成を図っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社は、平成19年8月に制定した行動規範において、当社の役職員等は社会の健全な発展に障害となる反社会的な勢力に対しては、毅然とした態度で臨むこととしています。

・対応部門は総務部門としていますが、同部署に一任せず、全社で対応することとしています。

・神奈川県企業防衛対策協議会に加盟し、同協議会にて開催される会合において反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、同協議会の研修に参加し、反社会的勢力への対応方法等の習得に努めています。また、所轄警察署の担当者および顧問弁護士とも随時情報交換を行い、反社会的勢力からの不当な要求があった場合の対応について適切な助言を得ています。

・行動規範の社内周知・教育に伴い、反社会的勢力排除に関する考え方等の周知を行っています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

平成19年3月8日開催の取締役会において、「会社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第127条参照)」及び買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為への対応策」を決定(平成19年3月8日付で当社ホームページにその開示資料を掲載)しております。本件の詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.yuken.co.jp/>)をご参照ください。平成19年6月28日開催の第63回定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類する行為がなされた場合の対抗措置を含む「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」の導入を決定しました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項